昭和五十五年六月招集

第二回館山市議会定例会会議録

館山市議会

目次

○第一号（六月二十七日）

開会……六
議長の報告……六
議案の配付……六
会議録署名議員の指名……六
会期の決定……六
会議日程の決定……七
議案第三十八号～議案第五十号（提案理由の説明）……七
議案第五十号……一一
神田　守隆君の質疑、当局の応答……一一
藤田　益治君の質疑、当局の応答……一二
委員会付託の省略……一三
神田　守隆君の討論……一三
採決……一四
発議案第　一号……一四
提案理由の説明……一四
委員会付託の省略……一四
採決……一四
延会……一四

○第二号（六月三十日）

開議……一九
行政一般通告質問……一九
石井　輝久君の質問、当局の応答……一九
神田　守隆君の質問、当局の応答……三一
石井　武敏君の質問、当局の応答……四二
散会……五四

○第三号（七月一日）

開議……五八
議案第三十八号、議案第三十九号……五八
神田　守隆君の質疑、当局の応答……五八
委員会付託の省略……六〇
採決……六〇
議案第四十号……六一
委員会付託の省略……六一
採決……六一
議案第四十一号……六一
委員会付託の省略……六一
採決……六一
議案第四十二号……六二
委員会付託の省略……六二
採決……六二
議案第四十三号～議案第四十九号……六二
石井　武敏君の質疑、当局の応答……六二
神田　守隆君の質疑、当局の応答……六八
委員会付託……七四
請願第　三　号……七四
趣旨説明……七四
委員会付託……七五

延　会……七五
○第四号（七月四日）
開　議……七九
議長の報告……八〇
議案第四十三号～議案第四十六号……八〇
総務委員会委員長報告……八〇
採決……八一
議案第四十七号、議案第四十八号……八一
文教民生委員会委員長報告……八一
神田　守隆君の討論……八二
古賀礼四郎君の討論……八三
採決……八四
議案第四十九号……八四
建設経済委員会委員長報告……八四
採決……八五
請願第一号、請願第二号……八五
総務委員会委員長報告……八五
神田　守隆君の討論……八六
石井　輝久君の討論……八六
採決……八七
日程の追加・発議案第二号……八七
議案の配付……八七
内容説明……八八
委員会付託の省略……八八
採決……八八
請願第　三　号……八八
文教民生委員会委員長報告……八八
神田　守隆君の討論……八九
採決……九〇
日程の追加・発議案第三号……九〇
議案の配付……九〇
内容説明……九〇
委員会付託の省略……九一
神田　守隆君の討論……九一
古賀礼四郎君の討論……九一
採決……九二
日程の追加・宍戸寿夫君の議員辞職について……九二
日程の追加・議長辞職について……九二
石井　正君のあいさつ……九三
日程の追加・議長の選挙……九三
議長のあいさつ……九四
日程の追加・常任委員会委員の選任……九五
日程の追加・館山市、富浦町及び三芳村学校給食組合議会議員の補欠選挙……九六
閉　会……九六

第二回館山市議会定例会会議録（第一号）

一、昭和五十五年六月二十七日（金曜日）午前十時

一、館山市役所議場

一、出席議員　二十六名

一番	神田守隆	二番	石井謀
三番	網島憲治	四番	横溝功
五番	福原勤	七番	古賀礼四郎
八番	石井昌治	九番	松下正己
一一番	林豊	一二番	栗原一雄
一三番	近藤好雄	一四番	渡辺昭夫
一五番	伊藤幸太郎	一六番	押元稔
一八番	流山源次郎	一九番	石井輝久
二〇番	石井武敏	二一番	吉田勇治郎
二二番	藤田益治	二四番	和田一郎
二五番	五十嵐昇	二六番	伊賀多朗
二七番	石井正	二八番	安澤徳順
二九番	安西益男	三〇番	山口康

一、欠席議員　三名

一〇番	宍戸寿夫	一七番	黒川平治
二三番	菊井敏博		

一、出席説明員

市長	半澤良一	助役	小倉澄男
収入役	太田博雄	市長公室長	汐崎政光
総務部長	石田雄一	民生部長	鈴木力
経済部長	山田俊康	水道課長	庄司利光
教育委員会委員長	山口武重	教育委員会教育長	安田豊作
選挙管理委員会委員長	鈴木正	選挙管理委員会書記長	蜂谷達二
監査委員	斎藤一男	監査事務局長	角田巌
農業委員会会長	秋山萬次	農業委員会事務局長	庄司徹

一、出席事務局職員

事務局長	高尾豊	事務局長補佐	石井敏夫
書記	兵藤恭一	書記	鈴木哲
書記	石井一夫	書記	鴨田範夫

一、議事日程（第一号）

昭和五十五年六月二十七日午前十時開議

日程第一　会議録署名議員の指名

日程第二　会期の決定

日程第三　会議日程の決定

議案第三十八号　館山市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

議案第三十九号　館山市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

議案第四十　号　非常勤の特別職の職員に係る報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

議案第四十一号　昭和五十四年度館山市一般会計補正予算（第六号）の専決処分の承認について

議案第四十二号　昭和五十五年度館山市一般会計補正予算（第一号）の専決処分の承認に

日程第四　議案第四十三号　安房郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定について

議案第四十四号　館山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第四十五号　工事請負契約の締結について

議案第四十六号　字の区域及び名称の変更について

議案第四十七号　館山市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第四十八号　館山市学校安全共済掛金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第四十九号　市営土地改良事業の施行について

議案第五十号　館山市国民宿舎利用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

日程第五　発議案第一号　館山市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

開会　午前十時十分開会

○議長（石井　正君）　本日の出席議員数二十六名、これより昭和五十五年第二回市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

議長の報告

○議長（石井　正君）　本定例会議案審議のため、地方自治法第百二十一条の規定による出席要求に対し、お手もとに配付のとおり出席報告がありましたので御了承願います。

なお、監査委員より二月乃至五月実施の監査結果及び財団法人館山市開発公社の経営状況説明書、財団法人館山市環境保全公社の経営状況説明書が報告されております。それぞれお手もとに配付の印刷書により御了承願います。

議案の配付

○議長（石井　正君）　ただいま市長から議案並びに説明書の送付がありました。

議案並びに説明書を配付いたさせます。配付漏れはございませんか。――配付漏れなしと認めます。

本日の議事はお手元に配付の日程表により行います。

会議録署名議員の指名

○議長（石井　正君）　日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

一一番議員林　豊君、一九番議員石井輝久君、以上両君を指名いたします。

会期の決定

○議長（石井　正君）　日程第二、会期の決定を行います。

本定例会の会期につき、議会運営協議会の意見は六月二十七日から七月四日までの八日間ということであります。

お諮りいたします。会期を八日間と定めますことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井　正君）　御異議なしと認めます。よって会期は六月二十七日から七月四日までの八日間と決定いたしました。

会議日程の決定

○議長（石井　正君）　日程第三、会議日程の決定を行います。

お諮りいたします。お手元に配付いたしました会議日程表は、本定例会の大体の日取りの予定でありますが、議会運営協議会の意見により作成いたしました。

本定例会をおおむねこの会議日程表により運びますとともに、その間議案の追加、議事の都合等によりましてその都度これを改めることにして、大体このようにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井　正君）　御異議なしと認めます。よって会議日程は決定いたしました。

議案の上程

○議長（石井　正君）　日程第四、議案第三十八号乃至議案第五十号の各議案を一括して議題といたします。

提案理由の説明

○議長（石井　正君）　これより各議案の提案理由の説明を求めます。

（市長半澤良一君登壇）

○市長（半澤良一君）　本日、ここに第二回市議会定例会を招集いたし、当面する諸案件について御審議をお願いすることにいたしました。

その前に、一言お祝いの言葉を申し上げたいと存じます。

このたび、千葉県市議会議長会、関東市議会議長会及び全国市議会議長会から、吉田勇治郎議員、山口　康議員のお二人が永年勤続自治功労の表彰の栄に浴しましたことは、誠に御同慶に堪えません。ここに、日頃の御尽力に対し感謝いたしますとともに心からお祝いを申し上げ、今後とも市政発展のため御支援、御協力賜りますようお願い申し上げます。

さて、本日、上程いたします案件は、一般議案十三件であります。

まず、議案第三十八号館山市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてでありますが、去る三月三十一日地方税法の一部を改正する法律案が国会において可決、同日公布、四月一日から施行されることとなりました結果、館山市市税条例もこの法律改正に合わせて急遽改正する必要が生じたため、同条例の一部改正を地方自治法第百七十九条第一項の規定により専決処分をいたしましたので、議会に報告し、この承認を求めようとするものであります。

今回の地方税法の改正は、現下の厳しい財政事情と地方税負担の現状にかんがみ、税負担の適正合理化と既存税制における税源確保を図ることを基本方針としております。

その主な内容は、第一は、個人住民税において低所得者層の負担の軽減を図るため、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除等を引き上げ、課税最低限を現行の百四十九万円から百五十八万四千円に引き上げるとともに、これによる減収に対処するため、市町村民税の所得割の税率区分に所要の調整を加えたことであります。

第二は、個人住民税の均等割について、道府県民税の標準税率を二百円、市町村民税の標準税率を三百円、それぞれ引き上げたことであります。

第三は、ガス税の免税点を現行の七千円から一万円に、電気税の免税点を現行の二千四百円から三千六百円に引き上げたことであります。以上が地方税法の主な改正点でありますが、この法律改正に基づき館山市市税条例の一部を改正いたしました。詳細につきましては、説明資料により御了承賜りたいと存じます。

次に、議案第三十九号館山市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてでありますが、地方税法施行令の一部を改正する政令が四月三十日に公布され、同日施行されました。館山市市税条例もこの政令改正に合わせて急遽改正する必要が生じたため、同条例の一部改正を地方自治法第百七十九条第一項の規定により専決処分いたしましたので、議会に報告し、この承認を求めようとするものであります。

この条例改正は、附則に昭和五十五年度分のたばこ消費税の特例を設けたことであります。本年四月二十二日にたばこの定価が改定されましたが、その改定の結果が直ちにたばこ消費税額に反映されないばかりでなく、定価改定前の買いだめ、定価改定後の買い控え等によって定価改定後の売渡本数は減少し、ひいてはたばこ消費税の税収も減少することが見込まれるところです。そこで、定価改定がなかったとした場合の税収を確保するとともに、その税収の平準化を図るため、売渡本数を補正することとしたものであります。

次に、議案第四十号非常勤の特別職の職員に係る報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてでありますが、衆議院議員及び参議院議員の選挙等の執行について、地方公共団体の選挙管理委員会が要する経費で国が負担する額の基準が実情に即さなくなったため、この基準を定めている国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部が改正され、昭和五十五年四月十一日に公布、施行されました。これに伴いまして非常勤の特別職の職員に係る報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する必要が生じたのでありますが、御承知のように去る六月二十二日に衆議院議員選挙及び参議院議員選挙が同時に執行されましたが、この両選挙から適用させるため、地方自治法第百七十九条第一項の規定により専決処分をいたしましたので、議会に報告し、この承認を求めようとするものであります。

次に、議案第四十一号昭和五十四年度館山市一般会計補正予算（第六号）の専決処分の承認についてでありますが、昭和五十四年度の公営住宅建設事業ほか六事業に係る地方債については、年度末に至って充当率の引き上げが行われ、それぞれ起債額が増額となったため、昭和五十五年三月三十一日に地方債の補正について地方自治法第百七十九条第一項の規定により専決処分いたしましたので、議会に報告し、この承認を求めようとするものであります。

次に、議案第四十二号昭和五十五年度館山市一般会計補正予算（第一号）の専決処分の承認についてでありますが、議案第四十号で申し上げましたように、去る五月十九日の衆議院の解散に伴い、衆参同時選挙が行われることになりました。これらの執行経費についての補正予算を昭和五十五年五月三十日に地方自治法第百七十九条第一項の規定により専決処分いたしましたので、議会に報告し、この承認を求めようとするものであります。内容につきましては、衆議院議員選挙並びに最高裁判所裁判官国民審査の経費として六百七十六万九千円を追加するとともに、同選挙が参議院議員通常選挙と同時選挙となったこと並びに翌日開票となったこと等による共通経費を、すでに計上済みの参議院議員選挙費の中で減額し、備品購入費等に組みかえを行ない、差し引き三千円減額いたしました。

なお、合わせて千葉海区漁業調整委員会委員選挙費に係る報酬として一万四千円を追加しておりますが、これは同じく議案第四十号で承認をお願いいたしました非常勤の特別職の職員に係る報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴うものであります。

以上、総額六百七十八万円の追加となっております。この財源といたしましては全額県支出金をもって充当しております。

次に、議案第四十三号安房郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定の協議につきましては、同組合の規約に定められております従来の「共同処理する事務」に、新たに「地域救急医療に関する事務」を加えるため、規約の一部を改めようとするものでありますが、安房郡市地域の救急医療体制として従前から安房医師会に委託し、休日在宅当番医制及び夜間待機施設の救急診療体制により実施されてきましたが、初期救急診療体制の重要性から今回夜間急病診療所を安房医師会病院内に設置し、救急医療体制の一層の確保と充実を図ろうとする趣旨のものであります。

次に、議案第四十四号館山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでありますが、まず本年度本算定の基礎となります調定見込額の算出について御説明いたします。

昭和五十四年度国保会計は、去る五月三十一日出納閉鎖され、その結果一億五千六百七十四万余円の差引残金を生じ、昭和五十五年度へ繰り越すことになりました。この繰越金の処分でございますが、すでに当初予算に計上し税の軽減に充当してあります四千万円を含めて減税と基金積み立て及び本年度医療給付費に対する財源留保に充てたいと思います。

本年度当初予算に計上した国民健康保険税の現年度課税分調定額は、七億四千二百五十五万六千円でありますが、本算定時においては、課税限度額を超える額や低所得者の軽減等を考慮し試算した結果、七億二千六百九十二万六千円を見込みました。

軽減する税率については、被保険者すべてに該当させる意味を含めて応能割はすえ置き、応益割を引き下げることとし、被保険者均等割九千九百六十円を九千円に、世帯別平等割一万五千七百二十円を一万五千円に、それぞれ減額したいと考えております。

以下、改正条例について御説明いたします。

第二条の改正は、国民健康保険税の課税限度額の規定でありますが、医療費の上昇、被保険者の所得の増等に伴い、応能負担の面から被保険者間の負担の均衡を図るため、地方税法第七百三条

の四第四項の改正があり、それを受けて二十二万円を二十四万円に引き上げようとするものであります。

第五条の改正は、被保険者均等割額を一人につき九千九百六十円を九千円に引き下げようとするものであります。

第五条の二の改正は、世帯別平等割額を一世帯につき一万五千七百二十円を一万五千円に引き下げようとするものであります。

第十二条の改正は、低所得者に対する国民健康保険税の減額規定で、前年の所得が一定額以下の世帯の被保険者均等割または世帯別平等割を減額するものであります。減額する額は、地方税法施行令第五十六条の八十九第二項の規定により、別紙説明資料のとおり計算し、一号該当については四千四十円を五千四百円に、六千九百九十円を九千円に、第二号該当については二千六百九十円を三千六百円に、四千六百六十円を六千円に、それぞれ改正しようとするものであります。また、第二号中、減額基準となる額について、地方税法施行令第五十六条の八十九第一項の改正があり、それを受けての条例改正でありますが、国民健康保険税の減額の対象となる世帯の基準となる被保険者に乗ずる金額を一人につき十六万五千円を十七万円に引き上げようとするものであります。

附則第三項の改正は、土地等の長期譲渡所得等に係る個人市民税の特例の改正に対応して、長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例について、その適用期間の定めを廃止しようとするものであります。

附則については、施行期日及び適用区分を規定したものであります。

次に、議案第四十五号工事請負契約の締結についてでありますが、館山市衛生センター搬入道路建設工事に係る指名競争入札において落札に至りませんでしたので、最低の価格をもって入札した者から見積書を徴した結果、一億八千六百五十万円をもって三菱建設株式会社千葉営業支店と随意契約の締結をしようとするものであります。工事内容といたしましては、主要地方道館山白浜線側から延長千六百三十メートル、幅員五メートルの道路を新設しようとするもので、工期を翌年三月二十五日までとするものであります。

次に、議案第四十六号字の区域及び名称の変更についてでありますが、これは転換水田整備事業の一環として土地改良法第九十六条の二第二項の規定により事業を施行し完了したので、地方自治法第二百六十条第一項の規定により館山市大字犬石字蒲生下、西畑の各一部の字の区域及び名称を変更しようとするものであります。

次に、議案第四十七号館山市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありますが、旧四中跡地グラウンド、体育館及びプール等を整備して社会体育施設として一般市民の利用に供するため他の施設と一貫した使用料金等を定めようとするものであります。

なお、附則におきまして、第三中学校の建設が予定どおりしゅん工し、開校することができましたので、館山市立中学校設置条例の一部を改正する条例附則第二項の第三中学校北条校舎、山本校舎と読み替える規定を削ろうとするものであります。

次に、議案第四十八号館山市学校安全共済掛金徴収条例の一部

を改正する条例の制定についてでありますが、日本学校安全会法施行令の一部改正が制定公布され、昭和五十五年四月一日から施行されましたので、これに基づき館山市学校安全共済掛金徴収条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、この条例の一部改正は、公布の日から施行し、昭和五十五年四月一日から適用しようとするものであります。

次に、議案第四十九号市営土地改良事業の施行についてでありますが、市営土地改良事業を実施するにあたり、土地改良法第九十六条の二第二項の規定に基づき議会の承認を求めるものであります。本事業は、水田利用再編対策促進の一環として乾田化、集団化を図るため、転換水田整備事業によるほ場整備を行うものであります。施行場所は、市内竜岡の一部五・二ヘクタールを受益とし、昭和五十五、五十六年度の二年度で完了する計画であり、事業費は六千百万円以内とし、施行方法については、調査、設計施行等は社団法人千葉県土地改良事業団体連合会に、換地、登記事務等は社団法人千葉県土地改良事業団体連合会に、それぞれ委託して実施しようとするものであります。

次に、議案第五十号館山市国民宿舎利用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてでありますが、国民宿舎利用料の算定については、国民宿舎利用基準及びその取り扱い等について、昭和五十二年二月四日付環境庁通達により所定の利用料が定められておりますが、このたび環境庁から人件費及び諸物価の上昇、特に油類の値上がりにより、国民宿舎の健全な運営が困難となり、利用者に対するサービスの低下を招くおそれが生じてきたので、これに対処するため利用料基準を改定する旨通知がありましたので、本市におきましてもこれに準じて利用料を改定しようとするものであります。

以上、各議案に対する提案理由について御説明申し上げましたが、なにとぞ慎重なる御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石井　正君）　以上で提案理由の説明を終ります。

この際、お諮りいたします。

ただいま市長から議案第五十号館山市国民宿舎利用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について先議していただきたい旨の申し出がありましたので、先議いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「議長、暫時休憩をお願いいたします」と呼ぶ者あり）

○議長（石井　正君）　暫時休憩いたします。

午前十　時三十二分　休　憩

午前十一時　零分　再　開

○議長（石井　正君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第五十号につき先議することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井　正君）　御異議なしと認めます。よって決定いたしました。

議案第五十号質疑応答

○議長（石井　正君）　議案第五十号館山市国民宿舎利用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について御質疑を願います。

○一番（神田守隆君）　この国民宿舎が六月三日からオープンした

ということで、まだオープンして幾日もたっていないわけです。そういうことから、実際に環境庁の指導があったとはいえ、環境庁の指導により人件費、諸物価の上昇、油類の値上がり、こういうことでどういうふうに国民宿舎の経営に対して圧迫をするのか具体的に資料が十分そろっていないんではないかと思います。そういうことで、その点については便乗値上げではないか、そういうことばもあてはまるんではないかと思いますけれども、そういう点で資料があれば説明を願いたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○経済部長（山田俊康君）　具体的な資料ということですが、資料がございません。

ただ県下の国民宿舎連絡協議会、あるいは関東甲信越静の国民宿舎連絡協議会等に出た職員の報告によりますと、大多数の国民宿舎が実態としては赤字経営になっている。表にはあまり出ないけれども赤字経営になって、これを待ち望んでいたんだということがいわれております。

料金基準の改定自体が、いままで一年半、あるいは早いときには十一カ月ぐらいで改定基準が出ていたのに、今回は非常に改定基準の出るのが遅かったというような不満の声もあったというように聞いております。今回は、前回の基準が五十二年四月一日適用ということで五十二年の二月に出されていますが、それから数えますと三年三カ月目ということでもございまして、非常に待ち望んでいたということだけは承知しております。

○二二番（藤田益治君）　関連してお伺いしたいんですが、鳩山荘が非常に立派にできておるということで非常に結構なことでございます。当然鳩山荘が立派にできればその周辺の海岸等の、いわゆる環境を整えるという意味で海岸の清掃等もあろうかと思いますが、これに伴いまして、本年ビーチレイキですが、これを購入なさっていると思いますが、ビーチクリーナーの稼働状況等をお示しいただきたいと思います。

○経済部長（山田俊康君）　ビーチクリーナー入りまして――ビーチクリーナー自身の構造といたしましては、前にレイキ、網バケットといいますか、後ろにビーチクリーナーを付けております。作業といたしましては、最初にレイキで清掃する、大きなごみを片づけるというような作業をします。次にビーチクリーナーで小さなごみ、二センチ以上のごみの清掃をいたします。

現在は、納車されましてから土曜日の午後と日曜日以外は六月二日から休みなしに実施しているありさまであります。

海岸の砂地のうち、大体九〇％は稼働可能な地域というふうに考えております。特に今回は作業にあたりましては、レイキで清掃している作業が非常にかかりました。と申しますのは、大きな石や流れてきた材木、船の残骸とかいろいろのものもございました。それから海岸線に船引き場だとか船引き等が、しゅらというんですか、置きっ放しになっておりましたので、相当かかっておりますけれども、人力清掃に比べますと、雲泥の、素晴らしい力を持っていると思っております。

○二〇番（藤田益治君）　たまたま、私が三、四日前でしたか、観光課へ要請を願ったんですが、その時点での観光課の職員の返事でございますが、現時点では、きょう西岬の海岸を試験的にやっておるというふうなことばが返ってきまして、大きいごみは清掃

できるが、小さいごみはできない。それと、いま一つはクリーナーそのものの運行に伴う許可がおりておらないという返答でございますが、そのへんの実態に対して、試験的に西岬の海岸をやっておるということを申されておったことと、でかいごみは処理できるが、小さいごみは許可の関係でできない。運行上の何か許可がおりてないというような返事が返ってきたんですけれども、そのへんの、ただいま部長さんの御答弁でございますと、実際窓口である観光課の見解がいささか異なっているようなんですが、そのへんの実態に対していま一遍御答弁いただきたいと思います。

○経済部長（山田俊康君）　ただいま御指摘のように、車体検査が完全に終ってないということは事実でございます。ビーチクリーナー、特殊でございますので、陸運局の認可を受けてやらなければいけないわけですけれども、申請してから約二カ月ほどかかるということで、その二カ月の間も遊ばして置くのは、夏を前に、とにかく車検だけがとれないということであるので、申請は申請でしなさい、とにかく機械は館山に納車しなさいということで使う、ということで現在使っているのが事実でございますので、御理解いただきたいと思います。

○二二番（藤田益治君）　車検等の関係もよくわかりました。

特に、夏季にわたって各所で多くの要望がなされておりますので、極力主管課でそれに対応できるような措置をお願いしたいと思いまして、終ります。

○議長（石井　正君）　他に御質疑ありませんか。――御質疑なしと認めます。よって質疑を終ります。

議案第五十号委員会付託の省略

○議長（石井　正君）　お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井　正君）　御異議なしと認めます。よって決定いたしました。

議案第五十号討論

○議長（石井　正君）　これより討論を行います。

○一番（神田守隆君）　先ほど質問した中で、具体的に鳩山荘の経営としてどうなるのかということについて十分な検討もされてないわけで、そういう点から見ると、この値上げというのは環境庁の基準の改定、それに基づく値上げだということ以外理由はないわけですから、そういう追随姿勢、こういうやり方というのは大変納得ができない問題であります。

特に、鳩山荘ができたばかりで、しかもきれいな施設ができたわけですから、利用者の立場から見ましても、しかも非常に安い料金で利用できるということで、何ごとも第一印象が大事だということであるわけですから、特にそういう点から、夏の時期、あえてこの時期に値上げするということも含めまして、納得できない、しばらく様子を見て、経営の指数そういうものを検討した上で値上げというものには諮るべきではなかったということで、反対の討論といたします。

○議長（石井　正君）　他に討論ございませんか。――討論なしと認めます。よって討論を終ります。

議案第五十号採決

○議長（石井　正君）　これより採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石井　正君）　起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議案の上程

○議長（石井　正君）　日程第五、発議案第一号館山市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
議案の朗読を願います。

（書記朗読）

提案理由の説明

○議長（石井　正君）　提出者の説明を求めます。

（二四番議員和田一郎君登壇）

○二四番（和田一郎君）　発議案第一号館山市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を御説明申し上げます。
今年四月から都市開発室が新たに設けられましたので、委員会条例中、建設経済委員会の所管としてこれを加えようとするもので、お手元に配付のとおり六名の賛成者を得まして本案を提出いたした次第でございます。
満場の御賛同を賜りますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。（拍手）

○議長（石井　正君）　説明は終りました。
御質疑ございませんか。――御質疑なしと認めます。

委員会付託の省略

○議長（石井　正君）　お諮りいたします。
本案を委員会付託並びに討論を省略して採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井　正君）　御異議なしと認めます。よって決定いたしました。

採決

○議長（石井　正君）　これより採決いたします。
本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井　正君）　御異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決されました。

延会　午前十一時十五分延会

○議長（石井　正君）　お諮りいたします。
本日の会議はこれにて延会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井　正君）　御異議なしと認めます。よって本日の会議はこれにて延会することに決しました。

なお、明六月二十八日及び二十九日は議案調査のため休会、次会は六月三十日午前十時開会とし、その議事は通告による行政一般質問を行います。

この際申し上げます。各議案の質疑通告の締め切りは六月三十日正午までにでありますので、申し添えます。

○本日の会議に付した事件

一、会議録署名議員の指名

一、会期の決定

一、会議日程の決定

一、議案第三十八号乃至議案第五十号

一、発議案第一号